

子育て支援施設等の対応（子ども若者はぐくみ局）

1 保育園等

各施設における受入体制の準備もあることから、5月中は現状の取組を継続し、6月1日以降、以下のとおり取り扱う。

(1) 6月1日以降の対応

「強力な自粛要請」→「家庭保育の協力依頼」に受入基準を変更

※ 「家庭保育の協力依頼」は、一旦は6月14日までとする。

(2) 今後の対応の考え方

利用者及びその家族の生活維持や社会基盤のため必要な施設であることを踏まえ、京都府の行動自粛再要請基準、注意喚起基準を目安に、「強力な自粛要請」、「家庭保育の協力依頼」、「通常保育」の3段階で対応する。

なお、受入基準を変更する際には、保護者等への周知及び保育園等の準備期間を考慮し、その都度、一定の周知・準備期間を置く。

2 学童クラブ事業

各施設における受入体制の準備の関係もあることから、5月中は現状の取組を継続し、6月1日以降、以下のとおり取り扱う。

(1) 市立小学校における段階的な教育活動期（6月1日～14日）

「強力な自粛要請」→「家庭保育の協力依頼」に受入基準を変更

○ 円滑な受入れと学校との連携

各学童クラブにおいて、学校の登校状況に応じて、必要な人員の確保に努めるとともに、市立小学校と連携により、必要な体制を確保し、児童の円滑な受入を行う。

(2) 通常登校再開後の取組の考え方（6月15日～）

保育園等と同様、京都府の行動自粛再要請基準、注意喚起基準を目安に、「強力な自粛要請」、「家庭保育の協力依頼」、「通常保育」の3段階で対応する。

なお、受入基準を変更する際には、保護者等への周知及び運営法人等の準備期間を考慮し、その都度、一定の周知・準備期間を置く。

3 私立幼稚園

市立学校園における対応を踏まえ、各園において判断

ただし、保育を必要とする園児については、保育園等と同じ対応を実施することを基本としながら、保護者のニーズ等、各園の事情を踏まえて対応

4 健診事業

集団健診は当面の間休止

ただし、乳児健診（4箇月・8箇月）については、疾病の発見の遅れが予後に大きく関わることから、医療機関に個別委託を行うとともに、感染への不安等により未受診となる方については、直営の個別健診を実施する等によりサポートを行う方向で調整中

5 その他の事業及び施設

(1) 認可外保育施設、障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

本市の取扱いについて情報提供のうえ、各事業者において判断

(2) 貸館施設等

ア こどもみらい館会議室、青少年活動センター会議室等

感染拡大予防対策等を実施したうえで、6月1日から再開予定

イ こども体育館、青少年活動センタースポーツルーム

感染拡大予防対策等を実施したうえで、6月4日から再開予定

ウ 青少年活動センター内のトレーニングルームや音楽スタジオ等

引き続き休止

(3) 放課後まなび教室

市立小学校が再開され次第、感染拡大予防対策等が整ったところから順次再開できるように調整

(4) 子どもはぐくみ室における各種事業

感染拡大予防対策等を実施したうえで、6月以降に順次再開予定

※ 乳幼児健診とセットで実施している事業は、健診事業と合わせて当面の間、中止

(5) 自由来館施設（児童館自由来館、つどいの広場、こども元気ランド等）

クラスター対策のため、利用時間や記名制の導入も検討したうえで、6月以降の再開を検討

(6) 保育利用やひとり親施策等に係る郵送申請

国通知等を踏まえ、当面の間は、郵送受付を継続

今後、郵送受付の状況を検証のうえ、郵送受付を通常対応に含むことも検討

登園率の推移について

1 登園率の推移

< 登園率の状況（3月～4月） >

施設種別	4/24 (金)	4/17 (金)	4/10 (金)	3/6 (金)	(参考) 通常利用率
保育園等	34.2%	46.6%	72.4%	80.9%	96.6%
学童クラブ事業	19.3%	24.9%	(※)48.2%	30.6%	71.9%

※ 3月は6年生の利用率が低く、4月は新1年生の利用率が高いため

< 登園率の状況（5月～） >

施設種別	5/15 (金)	5/8 (金)	5/1 (金)
保育園等	41.8%	40.9%	30.7%
学童クラブ事業	21.0%	20.9%	16.9%

2 参考

3月 5日：「家庭保育の協力依頼」を実施

4月 7日：緊急事態宣言が発令（埼玉，千葉，東京，神奈川，大阪，兵庫，福岡）

4月16日：緊急事態宣言が発令（全都道府県）

4月17日：「強力な自粛要請」を実施

5月14日：緊急事態宣言が一部解除（39県）